

OCCASIONAL PAPER SERIES
January 2008

No.1

国連文書の統制と審議の透明性
—国際関係の政治学研究における
資料批判の試論として—

河辺 一郎

はじめに

国際関係の政治学的な研究においては理論研究が中心的な分野とみなされることがある。そのような理論研究が資料の批判とその分析に基づく実証的な研究とは一線を画していることから、他の研究分野では基本となるべき資料批判をめぐる方法論が十分には確立していない面がある。

ただし、理論研究の中心地とみなされることが多い米国では、自国政府の外交政策に関する実証的な研究及び米国外に関するいわゆる地域研究が活発に行われている。その上であれば、これらの研究と政治議論をふまえて、米国が対応する各国の行動及び国際的環境のあり方を理論と称して抽象化する意義もある。

これに対して日本では、自国の外交政策に関する一般的な関心が低いばかりか研究も弱いと言わざるを得ない。このことは、1990年代になされた中央省庁の改革論議において、政治の場のみならず研究者の間でもまた報道関係者の間でも、外務省がほとんど議論されなかったことに象徴的に現れている。しかも、日本の情報公開の度合いは米国とは比較にならないほど低く、特に外交関係においては顕著であることが、この状況に拍車をかけている。

このような状態においては、米国において展開される理論研究をそのまま日本に移植してもその意味は小さい。さらには、議論のあり方をゆがめることにもなる。米国における議論はあくまでも米国における外交理念、対外認識、その文脈の上に展開される現実の外交政策と自国外交への検証または批判などの上に展開されているのだから。国際関係論においては、国際関係における理論は存在するのかという学問体系の根本に関わる疑問が繰り返されるが、この疑問も米国内における以上に日本において深刻な意味を持つことになる。

一方、国連は外交交渉を広く公開する会議外交の理念に基づいて創設されたことから、国際関係において最も整備された手続きと体系化された資料を備える場であり、国際関係の研究において欠かせない資料源であり、各分野に分かれる地域研究等においても共通に利用されるべきものである。しかし、そのような視点は必ずしも主流とは言えない。特に国連を主に研究対象としてきたのが国際法学であるため、その研究のあり方も静的なものとなりがちである一方、政治的な研究は弱い状態が続いた。それでも60年代までは投票行動の分析などの政治学からの国連研究が盛んだったが、その後、米国において国連批判が高まるとこれも下火になった。それは国際関係における政治学研究はそれ自体が政治的な性格を帯びたものであることを示した。

これらの結果と言って良いだろう。国連に関して政治学的または政治的な議論がなされる場合であっても、国連における現実政治の実証的な分析は欠落しがちであると同時に、理論研究の影響を受けた抽象的な議論と、外務官僚や国連職員等の当事者による主観的な議論に大きく分裂しがちである。これは、国連のあり方が一般の注目も集めている1990年以降においても大きくは変化していない。

これらのことは、国際関係の政治的な研究が国連文書の利用方法を体系化し得ていないことも物語る。さらには、そもそも国連文書の意味とその利用方法が十分に認識されているのかという問題も提起される。これでは国際関係の研究において欠かせない資料源などと言うことができる状態ではなく、国際関係の研究全般における国連文書に関わる方法論の確立が重要である。

ただし、国連が政治機関である以上、国連文書が持ってきた政治的な意味とその変転を踏まえなければ、政治学的研究に資することにはならない。つまり国連事務局などから出されている国連文書の案内等を利用すればそれで用が足りるわけではない。そこで本稿では、国連文書が持ってきた政治的意味とその変転について、国連文書の制限問題を中心にまとめ、政治学的研究における国連資料の体系化への一助としたい。

1. 文書の制限の始まり

第1次世界大戦後、ヨーロッパ的な力の均衡を重視する宮廷外交を批判する米国のウィルソン政権や帝政ロシアを倒したソ連により、開かれた会議外交の場として国際連盟が作られる。これを受けて第2次大戦後に創設されたのが国連だったことから、議事録をはじめとする文書の作成は国連の根幹をなしていた。しかし、国際連盟以上に国際政治の体系化を試みた国連は多岐にわたる問題に対応することになり、さらに経済社会理事会を通じて教育科学文化、労働、保健、郵政、航空など、多くの既設または新設された専門機関と連携したことから、その作成する文書も増大の一途をたどった。このため、国連創設から5年後の1952年2月4日には総会が「文書の制御と削減」と題する決議(1)を採択した。具体的な削減内容を示さない漠然としたもの決議だが、文書を削減すべきことが示されたのである。さらに1957年12月13日には、総会は「1958年1月1日から5年間、国連機関の会合場所及び日付に関する会議のパターンの確定を決定」することを全会一致で採択し(2)、さらに、全文書の分量を25%削減する目標を掲げ、このために9カ国からなる委員会を設置することも決議した(3)。

この背景には、異なる二つ思惑があった。一つは、増大する会議に代表団自身に対応しきれず、事務局も応じることが難しくなっていたこと、つまり、この当時国連において多数派だった西側諸国からも文書のあり方に関する批判が出ていたこと、いま一つは、国連において少数派だったために自らの主張を実現させることができないばかりか、不利な決議が目前で次々に採択されるのを座視しなければならないと同時にその費用負担が求められるソ連が、国連活動全般を批判していたことだった。特に1950年6月に始まる朝鮮戦争において、非公式ながら国連軍と衝突したソ連にとっては、文書のみならず、国連活動そのものの制限、すなわち国連予算の削減が常に重要課題となっていた。

つまり、一方は国連を十分に利用し、だからこそ国連の効率化と強化を図っていたのに対して、他方は国連を利用できないが故にその活動全般を批判し、弱体化を求めているのである。特にソ連から見れば、会議外交の根幹であるはずの国連文書とは西側による反ソ・プロパガンダに他ならなかった。両者は相反する意向に基づきながら、結果的に思惑の一致を見たことになる。このことは、朝鮮戦争のただ中の51年秋からこの問題が議論されたにもかかわらず、5年後の57年には英国が提案した会議のパターンについての決議案が全会一致で採択され、文書削減の数値目標を掲げた決議が、アルゼンチン、カナダ、中国(蒋介石政権)、フランス、イラク、メキシコ、パキスタン、ソ連、英国と、まさに超党派での提案によるものだったことによく現れている。

従って、文書制限は確かに超党派で提案はされていたが、西側諸国から見れば必ずしも文書の作成と配布を無条件で削減する必要はなかった。この点で、特にレーガン政権以降の米国がいわゆる国連の無駄遣いを強く批判し、日本などにおいても同様の主張が力を得たこととは問題の質が全く異なっていた。このことをよく示すのが、1964年に国連財政を揺るがせたPKOの経費問題である。

1960年のベルギー領コンゴの独立に際して起きたコンゴ動乱においてPKOが設置され、ハマースホルド事務総長に「必要な措置」をとる権限が与えられたが、この活動がソ連の激しい国連批判の的となった。60年にフルシチョフ・ソ連首相が事務総長を各陣営から一人ずつ出す「トロイカ制」を提唱した(4)背景である。ソ連はこの経費の負担を拒んだが、これが1964年にソ連の2年分の分担金に匹敵する額に達した。ここで問題となったのが、滞納が分担金2年分に達した国は「総会で投票権を有しない」とする憲章第19条だった。このため64年の総会は大混乱に陥ったが、最終的に、PKO特別委員会を設置し、PKO問題をその審議に委ねる、すなわち、いわば問題を棚上げにすることにより妥協を見た。PKO特別委員会の運営は当初より米ソ対立のただ中におかれたのである。このため、国連文書の制限が問題になり始めて10年あまりがたち、国連財政の危機が深刻化すると同時に、それが深刻な政治対立に至った中で作られた委員会だったにもかかわらず、厳しい文書の制限が課せられたわけではなかった。

委員会は3月26日に活動を開始し、各国にこの問題に関する意見書の提出を呼びかけた。各国の意見書はPKO特別委員会文書(5)として簡易印刷の形式(6)で印刷され、各

代表団や各国の寄託図書館に配布された。その上で、PKO 特別委員会はお意見書を提出していない加盟国に「remind」するために、事務総長にこれらの意見書をまとめて印刷し直すように要請し、これに応じて事務総長は、8月31日の後、つまり9月第3火曜日の国連総会開会を控えた頃より後に届けられた意見書を加えて Note として改めて文書を作成した(7)。なお、8月31日の後に提出された意見書も PKO 特別委員会文書として印刷されている(8)。PKO 特別委員会の審議は総会へ報告されるものである以上、総会開会直前または開会後に提出された意見書までも二重に印刷する必要は必ずしもなかったのだが。その後この Note はさらに総会公式記録の補遺(Annexes)に再録された。つまり、一つの意見書が簡易印刷で2回作成された上に、公式文書として新たに活字を組んだ本の形式で発行されたことになる。

議事録も同様の状況だった。PKO 特別委員会は66年に作業部会の設置を決めるが、この作業部会についても議事要録が作成され(9)、PKO 特別委員会の審議資料として配付された。一方、PKO 特別委員会は設置決議において65年の総会に報告書を提出することが決められていたが、これはその後も踏襲された。66年に総会に提出された報告書(10)には、すでに文書として配布されていた PKO 特別委員会が行った4回の会合の議事要録(11)とともに、3回開催された作業部会の議事要録も再録され、さらには PKO 特別委員会の審議資料として配付された委員国の代表団リストまで再録された。しかもこの PKO 特別委員会の報告は全文が総会公式記録補遺に再録されている。つまり、PKO 特別委員会の報告は簡易印刷で1回と公式記録として1回、PKO 特別委員会の議事要録と作業部会の議事要録は簡易印刷で2回と公式記録として1回作成されたのである。

この時期は複写機が一般化する前であり、文書の複写が容易ではない時代ではあった。しかしそれにしても一つの文書を繰り返し印刷する様子は文書の制限からはほど遠いものだった。確かに、国連の扱う問題量は増大し、各代表団が増加する文書量に対応できなくなり、事務局の対応能力も問われていた。しかし、国連創設の立役者であり、この当時で国連経費の32.2%を負担して国連財政を支え、しかも国連を政治的に利用することに成功していた米国はむしろ積極的に文書の作成を求めたのである。

なお PKO 経費問題自体は、65年8月16日の PKO 特別委員会において米国がこの問題に固執しないと発言し(12)、さらに8月31日に総会議長がこの問題に対しては憲章第19条の適用問題を取り上げないことを表明し、一応の解決を見た。ただしこの際に米国は、将来自国が同様の対応を行う可能性を留保した。文言上は、これがレーガン政権以降の米国の滞納に繋がることになる。

2. 文書をめぐる状況の変化—南北問題としての文書問題—

一方、60年代半ばは国連のあり方そのものが根本的な変化を始めたことが明らかになっていった。東西対立を象徴する安全保障機関から、新たに独立した諸国が結集して国際社会にその主張を訴える場に変貌したのである。その主張は独立後の国造り、つまり経済に向けられ、60年には総会が技術援助推進を(13)、62年には天然資源に対する恒久主権(14)を決議し、国連貿易開発会議(UNCTAD)を64年に開催することを決める(15)など、次々に形になった。

この動きは常設機関の創設も伴った。61年には世界食料計画の創設が決定され(16)、64年には、UNCTAD が常設機関とされることが決められ(17)、65年には、国連の経済社会分野における中心的な資金提供機関となる国連開発計画(UNDP)の創設(18)と、工業開発分野における国連の活動強化のために国連工業開発機関(UNIDO)創設(19)が決められ、それぞれ66年1月1日と67年1月1日に発足するなど、事務局の会議能力と文書の作成への需要が飛躍的に高まったのである。

特に問題となったのは UNCTAD だった。UNCTAD は開発途上国の経済問題に関する中心的な機関であり、一般に開発途上国のグループ名として用いられる77カ国グループ(G77)も64年の第1回 UNCTAD に集った開発途上国の数に由来している。しかも総会だけではなく、UNCTAD の理事会である貿易開発理事会にも全加盟国に参加権限があり、各一次産品、貧困、多国籍企業などに関する委員会などを持つ。つまり開催される会議数

もその規模も大きくなるのである。国連はジュネーヴにあるかつての国際連盟本部をヨーロッパ本部としており、ここではすでに経済社会理事会の大半の会議が開催されていたが、UNCTAD も同様にジュネーヴで大部分の会議を持つこととなり、アフリカやアジアから近いジュネーヴ本部には経済社会分野の会議が集中することとなった。このため会議の開催を予定しながら開催できない事態も常態化し、例えば 1968 年に公海海底の平和利用委員会が、69 年以降に夏期会期を開催する可能性を検討していたが、「財政上の理由」から 69 年に開催することができなかった(20)。このような事態に対して、1966 年 12 月 20 日、総会は「会議委員会」を設立し(21)し、合同監査団は 69 年に文書の制限について報告書を出した(22)。

51-53 年の朝鮮戦争においては国連の軍事的役割と米国の軍事活動を一体化させることが可能だったが、56 年に創設された PKO は国連の軍事に関する活動が非軍事化することを意味していた。このため PKO 特別委員会は、西側諸国特に米国が自らの主張を宣伝するための場として利用することができる政治問題であると同時に、軍事という点から見ればその存在は象徴的な意味に留まった。また問題そのものから見ても PKO はすでに実施されており、委員会の活動としては PKO の標準活動手続き等の明文化や費用負担について象徴的にやりとりする場になっていた。これに対してジュネーヴの経済社会関係の会議は関わる国が多く、しかもこれらの問題を推進する開発途上国はこれらの会議が実質的に機能することを期待していた。このため、事務局にも単なる秘書としての役割のみならず政策立案に関わることが求められた。UNCTAD の発足からその役割が確立する過程においてはプレビッシュ初代事務総長(23)の役割が大きかったが、これもこのような事態を象徴していた。個々の開発途上国には十分な能力がないからこそ、国連事務局の積極的な役割が必要とされたのであり、ジュネーヴの会議設備の不足はそのような文脈の中で問題となっていたのである。

こうした事態に対する危機感は国連の中立性を支持してきた諸国から表明された。例えば、国連を支えてきた中心的な国の一つであり PKO の創設も提唱したカナダは、69 年に、総会の一般討論の冒頭で「国連は言葉の海で溺れ死にしかかっている」、「会議、会合、そしてそこから生み出される文書の数が増大し、最も多くの資源を持つ加盟国ですら、ふさわしい人材を出席させ、文書の洪水をコピーするのに困難が伴っている」(24)と述べて、チェコスロヴァキア、レソト、マリ、ニュージーランド、ポーランドとともに文書の制限について決議案(25)を提出し、12 月 11 日に決議(26)として採択された。この決議により、「安保理、経済社会理事会、貿易開発理事会及び工業開発理事会に対して、新たに下部機関、会議または委員会を設置する際には議事要録を作成すべきか否かを検討するよう要請」し、新たに創設された決議を行う権限を持たない下部機関には逐語議事録または議事要録は提供されないことなどが決められた。

ただし、チェコスロヴァキアが「この決議案の主要な目的は刊行物及び文書の分量の制限である」(27)と述べたのに対して、カナダは「国連が中心的かつ活発な役割を担わない世界は想像もできない」(28)、「予算に関して恣意的な上限設定を行うことには反対で、新たな計画の費用の割り当てについては全面的に支払う用意があるが、無駄使いや浪費には反対だ」(29)と述べるなど、姿勢には違いがあった。国連を反ソ・プロパガンダの場とみなしてその活動の制限を主張してきた東欧諸国と国連を支持してきたカナダなどがともに提案したところに、この問題の複雑な性格が現れていた。

開発途上国はこれに対抗する立場だったはずだが、必ずしも積極的な主張を展開したわけではなかった。この審議において最も強く議事録の作成継続を主張したタンザニアも「決議案に完全に満足しているのではない」、「新たに設立された機関が逐語議事録または議事要録を求めるか否かの決定は、その機関自体に委ねられるべきだと思う」、「総会及びその下部機関が事務総長に求める報告を短縮、取りやめまたは間引いて発行する提案を行うべきだと要請する根拠があるとは思わない」(30)等と述べはしたが、反対することはなく、決議は無投票で採択された。その後、ケニアが「文書の分量を削減することがきわめて重要であると確信していることから、委員会が採択したばかりの決議案に反対はしなかった。しかし特に新設機関については、すべての会議に参加することができない小代表団

にとって逐語議事録は大変に有用である」(31)と付言した程度だった。

1960年代は、米国の提唱により「開発の10年」とされるなど、西側諸国が開発途上国への対応の重要性を語る中で始まった。後のレーガン政権下とは異なり、米国も開発途上国に対して対抗的な姿勢を露骨に示してはいなかったのである。イスラエルですらも、「合同監査団の報告第119節で指摘しているように、本部で開催される2-3時間の会議の記録費用は、逐語議事録と議事要録では約2690ドルの違いがある。この方式が第23回会期(1968年)に適用されていたのならば16万3780ドルを節約でき、開発途上国のための有益な計画を行うことができた」(32)との理屈を使ったことは、開発途上国の主張が直接的には批判されていなかった状況をよく物語る。そしてそれにもかかわらず開発途上国が強い姿勢を示さなかったことは、会議設備と人的資源の両面から会議を開催し議事録を作ることができない現状を前にして、開発途上国自身が対応できなかったことを意味していた。

なお、この決議で挙げられた4つの機関は統一性に欠いている。安保理と経済社会理事会は総会と並んで国連の主要機関であるのに対して、貿易開発理事会と工業開発理事会はそれぞれUNCTADとUNIDOの理事会であり、いずれも国連総会が設立した機関である。この10年後には、国連機構において総会が中心的な役割を占めることに対して米英仏などが異議を唱え始めるが、その頃であればこのような形で機関名が列挙されることはなかった可能性もある。

3. 新国際経済秩序とアラビア語の公用語化

1970年、米国が初めて安保理において拒否権を行使した。米国はそれまで、大国が特権を利用して多数派の意見を葬り去る反民主的な行為としてソ連の拒否権行使を批判してきたが、態度を変えたことになった。さらに翌年には、日米などの強い反対も功を奏さず、中華人民共和国の中国代表権が回復され、蒋介石政権は追放された。20年前の1950年1月13日にこの問題が安保理で審議された際には、米国は「この問題に関する安保理の決定が7カ国の理事国の賛成票によって採択された場合には、わが政府はそれを受け入れることを、明快にさせておく」(33)と声明していた。そこには民主的な手続きによりとられる措置と民主的な米国の姿勢は合致するはずだという自信が現れていたが、その自信は打ち砕かれた。

一方、60年代に経済社会分野においてその主張の実現を進めた開発途上国にとっては、常任理事国である中国の議席が蒋介石政権から中華人民共和国に代わることは、国連の軍事的な面を象徴する安保理が根本的に変化することを意味するはずだった。この前後に、開発途上国が重視する政治問題であるパレスチナ問題や南アフリカ問題への取り組みが進められたこととあいまって、国連を舞台として進められてきた南からの動きはさらに歩みを進めることになる。経済分野では1974年5月に国連総会が新国際経済秩序の樹立を宣言(34)することで一つの頂点を築き、その後はその実現が主要な課題となった。また先進国が圧倒的な力を持つ国際的な情報のあり方も問題にされており、新国際情報秩序の確立も求められていた。この一環として1975年には非同盟諸国の通信社連合、Poolが試験的に活動をはじめ、またこれに先立つ1974年11月には、国連機構において文化の問題を担当するUNESCOの事務局長にセネガル出身のムボウが就任した。それまで主にヨーロッパ人が務めてきたこの職に初めてアフリカ人が就いたのである。そして、国連事務局の役割に多くを負っていた開発途上国が主導する動きがさらに歩みを進めることは、国連文書の重要性がそれまで以上に増すことを意味した。

ところが、1971年12月17日、総会は「議事録を除く事務局が起草する文書を1970年の分量と比較して全体として15%を削減するよう要請する」、「1972年度国連予算において文書作成について全体で125万ドルを削減することを決定する」決議を賛成85、反対0、棄権0で採択した(35)。決議案は特定の国が提出したものではなく、行財政問題諮問委員会の提案だった。

これに関してアルジェリアは「文書量の削減は是非とも必要だが、それによって文書の質が損なわれないよう注意が払われなければならない。国連の活動についていくために文書を最も必要としている開発途上国に、削減が損害を与えないようにすべきである」(36)

と述べ、警戒を表した。アルジェリアは 73 年の非同盟諸国首脳会議の主催国であり、これは、翌 74 年に総会が行う新国際経済秩序樹立宣言に向けた開発途上国側の最後の大舞台となった。アルジェリアは、新国際経済秩序や新国際情報秩序の樹立を図る上で、国連事務局が提供する会議サービスと文書が大きな意味を持つことを理解しており、だからこそその発言だった。しかし、この決議案が特定の国の提案によるのではなく委員会提案とされたこと、そして反対も棄権もなく採択されたことは、中国代表権問題が解決し、開発途上国が経済社会分野においてさらにその主張の実現を図ろうとしていた時期だったにもかかわらず、アルジェリアの懸念が共有されなかったことを意味した。例えばガーナは「UNCTAD の資源の 2/3 が専門的な研究や専門家の会議にではなく文書と会議サービスに費やされているのは遺憾である。……ペレス・ゲレーロ UNCTAD 事務総長が 1972 年の文書を 50%削減すると表明したことを満足をもって留意する」(37)と、決議案に対して全面的な歓迎を表明した。

開発途上国は、実質的な政策の立案と遂行について多くを国連事務局に依存しなければならぬような状態で、国際的な政治経済状況を変革しようとする巨大な意図の実現を図っていた。その一方で、それに比べれば遙かに小さく、しかも自らの活動を支え、事務局の能力の基礎となる費用の削減を認めざるを得なかったのである。このことは同時に、文書が重要な意味を持つことが必ずしも開発途上国の共通理解とはなっていなかったことも示した。

1972 年は新たにワルトハイムが第 4 代事務総長に就任した年だったが、事務総長が総会に提出する年次報告は、71 年後半が含まれることから前任のウタントの名で 1972 年 6 月に出された。ウタントはこの最後の年次報告で、前年の決議を受けて特に「会議と文書サービス」の項目を独立させて記述した(38)。文書問題は国連の中心課題に躍り出たのである。

1973 年 12 月 18 日、総会は、中国語を総会と安保理の作業用語とすることと(39)、アラビア語を国連公用語とすることを決めた(40)。後者により、国連公用語はアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 言語となり、従来は 20 通り必要だった会議の際の通訳及び文書の翻訳が 30 通りに増加し、事務局の会議サービス業務と文書量は飛躍的に増大することとなった。

すでに会議サービス担当事務次長が「明らかなことながら、原文と同様に早く翻訳を発行することはできない。ニューヨークでは圧倒的に多くの文書が英語で作成される。この結果 1970 年には英語で作成された文書、13000 ページがフランス語に翻訳され、27000 ページがスペイン語に、24000 ページがロシア語に、4500 ページ中国語に翻訳された。一方でフランス語で作成された文書 4500 ページが英語に翻訳された」(41)と、翻訳に関わる文書準備の遅れについて説明していたが、これに拍車がかかったのである。しかも、特に新国際経済秩序などの関連から会議が増加したのみならず、非公式協議が増加したことから通訳の需要が増大し、総会期間中をのぞいても、フリーランスの通訳の需要は 1971 年の 311 人日から 74 年には 965 人日になっていた。1974 年 12 月 18 日には、会議問題に対応するため、総会は会議委員会を改組し、再設置した(42)。

アラビア語サービスは最初の 3 年間はアラブ諸国の費用負担による信託基金でまかなわれたが、その後は国連一般会計に組み込まれた。このため事務局は 149 の新規採用計画のうち 99 を会議サービスに、さらにそのうち 89 をアラビア語担当に、3 を中国語に、7 を文書処理にあて、残る 50 のうちの 40 も通訳にあてて総会に提案した。行財政問題諮問委員会も前者のうち 98 の採用を認め、後者 40 のうち 30 を認めた上で必要ならば 10 の新規契約を行う権限を与えた(43)。これをもとに決められた 1976-77 年度の予算では、74-75 年度に比べて通訳職が 20%増加した(44)。

ここで特に問題となるのは、非公式協議のための事務局の手当である。安保理の非公式協議が、すでに対応を決めている各理事国がいわば政治的妥協を探るためのものであるのに対して、UNCTAD などの非公式協議は基本的な政策立案に関わることが多くなり、事務局の関与が重要になるためである。ジュネーヴの会議が過多になる背景もここにあり、総会が 76 年 12 月 21 日にアラビア語を UNCTAD の公用語と作業用語とするよう決議(45)

し、さらに 77 年 12 月 21 日には、78 年 1 月より「主に UNCTAD を担当する常設のアラビア語翻訳セクション」をジュネーヴに創設することを決議(46)したことに典型的に現れている。会議サーヴィス担当事務次長の、「当然のことながら、国連は政治的機関である。従って最も技術的な問題も国連においては政治的な側面を呼び起こす。これは、特に会議のパターンとカレンダーについて当てはまる。国連の活動において会議やミーティングは基本的な役割を持つものだから」(47)との言葉は、特に開発途上国にとって大きな意味を持っていた。そして、これらの措置はさらに事務局の会議能力を圧迫したのである。

1977 年に予定された会議と事務局がジュネーヴ本部において提供できる会議能力、すなわち会議設備、同時通訳、書記、議事録や会議資料の翻訳、タイプ、印刷等の能力の状況は次のようなものだった。事務局の会議開催能力の上限は 1 日に 60 回だが、会議需要がこれを下回るのはわずかに年末年始のみで、恒常的に 10 回から 70 回の需要過多が生じており、4 月には UNCTAD だけで 80 回を超え、1 月中旬には 100 回の需要過多に陥った。事務局の能力の 3 倍に迫る需要が生じていたのである。ニューヨーク本部も、会議能力が 1 月中旬から 7 月中旬の間は 70 回、夏休み中と年末年始は 30 回、9 月中旬から 12 月下旬までの総会開会中は 80 回であるのに対して、3 月から 8 月には 10 回から 50 回の需要超過が生じるなど決して余裕があるわけではなかった。しかし能力の 2 倍に達する需要を抱えることが珍しくないジュネーヴに比較すれば、まだしもと言わざるを得ない事態だった(48)。このため会議の開催を予定しても文書の用意などが間に合わないために、会議が取りやめとなる事態も相次いだ。予定された会議のキャンセルは 1977 年には 30%に上り、開催時間の遅れも 20-55 分に及んだのである(49)。国連の会議は時間通りに始まらないと揶揄されることが多いが、その背景の一つはここにあった。

1978 年、国連の行財政問題を審議する総会第 5 委員会は年内に審議を終えることができず、1 月にも会議を続けざるを得ない事態となった。ここで特に強い批判の言葉を吐いたのはソ連だった。「基本的な文書の準備と提出の遅れ、組織的欠陥、一部の事務職員の怠慢のために委員会が活動を終わることができず、この結果、多額の人的物質的資源を必要とする延長会期を開かなければならないのは遺憾である」として、事務を遂行しようとする事務職員に対する「一部の事務職員の攻撃」を批判し(50)、「職員の新規採用を求めることは全く間違ったこと」(51)と、国連創設以来の態度を続けた。事務職員を批判した背景には、1977-80 年に通訳・会議局長を務めていたのがウクライナの外務官僚で 1997 年には第 52 回総会議長を務めたウドヴェンコだったことがあった。ウドヴェンコが文書削減を推進しようとしても、他の職員がこれに逆らっていると主張したのである。

開発途上国は、各国が個々に主張の実現をすることができないからこそ国連(United Nations)に団結(unite)しようとし、またそのようにせざるを得ない。ところが超大国でありその主張を自ら実現できるソ連は、国連の官僚機構の成長を攻撃したことになる。強大な官僚制度を必要とする社会主義を掲げるソ連は、皮肉にも、官僚機構の強化を強く批判する米国保守派の小さな政府論をなぞる議論を展開したのである。

1979 年 8 月 2 日、経済社会理事会は議長提案に基づき、一部の下部機関の議事要録の作成を試験的に取りやめた(52)。11 月 23 日には総会も、経済社会理事会のこの決定を歓迎し、これを総会とその下部機関にも適用することを認めた(53)。こちらも、非公式協議に基づき第 5 委員会議長の名によりまとめられた決議案がもとになっていた。1970 年代半ばに相次いだ新国際経済秩序やアラビア語の公用語化に伴う事務量の急増は一段落し、インドの言うように確かに「大半の会議サーヴィスの需要は安定化」していたが、インドは同時に、「理論的には、国連は加盟国が望むだけの会議を開催できるべきであるが、実際にはできていない。明らかに、何らかのコントロールをすべき時がきた」(54)と言わざるを得なかった。また発行が続けられた文書もページ数の制限が加えられた。試験的な議事録取りやめはその後恒常化された。国連創設後間もない頃から始まった文書の制限問題は、会議体としての国連の役割、そして国際関係の情報源としての国連文書の役割を大きく損なう形で一つの決着を見たのである。

4. 文書制限の影響

この1年後、レーガン政権が成立した。レーガンは国連を敵視したが、中でも重視したのは新国際情報秩序であり、成立直後に開発途上国がこの問題を推進する舞台となっていた UNESCO の脱退を表明し、85年から脱退した。経済問題では主要な経済大国が現に圧倒的な力を持つがゆえに、総会で決議をただけでは現実の経済状況を変えることは難しい。これに対して文化に関わる問題では事情が異なっていた。そもそも会議外交を求めた政治的意志自体が文化だったのである。

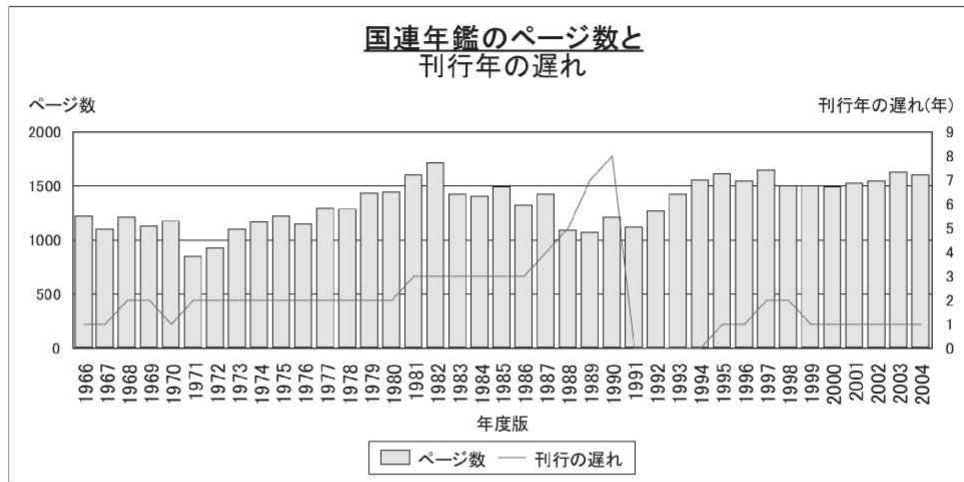
すでに制限が課せられていた国連文書だったが、この上に、レーガン政権のこのような姿勢、さらに、レーガン政権の意図的な分担金滞納による国連財政の危機がのしかかってきた。これを受けて86年には、日本の主導によりいわゆる行政改革が行われ、それまで多数決で行われていた予算の採択が全会一致でなされることとなった。国連予算に反対する西側先進国やソ連などが、予算に対して拒否権を得たのである。これを「タイムズ」は「支出を食い止めるために変則的な同盟を結んだ、英米ソの主な受益国三カ国のキャンペーンの結果」(55)と表現したが、これは正確な表現ではなかった。新保守派のレーガン政権が経済面で重視する「小さい政府」論をソ連も共有しており、「変則的な同盟」ではなかったのである。

これらの出来事は当然に文書の作成や発行にも影響を及ぼすが、会議資料として簡易印刷で発行される文書を甚だしく遅らせては会議が成り立たず、米ソなどの批判を加速することになるため、事務局としては避けなければならない。この結果、しわ寄せは特に公式記録などに向けられることになった。簡易印刷資料に訂正などを加えて改めて本として発行される公式記録が遅れても、会議自体には大きな問題は生じないため、例えば84年の総会本会議公式議事録は90年に刊行された。さらにレーガン政権が細かく議事録の修正を求めたことがこれに拍車をかけた(56)。特に米国では、国連の官僚主義の象徴として刊行の遅れが大きく取り上げられたが、その直接の原因は米国にあったのである。なお、製本された議事録の刊行はこれを最後に取りやめられ、93年からは簡易印刷による議事録が公式記録とされた。このため85-92年は簡易印刷による暫定議事録のみしか作られていない。

議事録の作成中止は実質的な会議の非公式化を生み出したが、これは外交に関して情報公開が進んでいない政府にとって大きな意味をもった。例えば日本政府は、1991年のPKO特別委員会作業部会における行動を問われた際に、非公式協議であることを理由に回答を拒んだ(57)。しかし、この作業部会が発足した際には議事要録が作られていた。会議そのものが非公式で開かれているわけではなく、議事録の作成がなされなくなったことにより事実上非公式化してしまったに過ぎない。その意味でこの答弁は不適切だった。外交に関する情報公開が不十分な政府にとっては、国連のような公開の場で行われる外交交渉は情報統制に空いた穴だったが、議事録の作成中止により政府はその穴をふさぐことができたばかりか、情報公開を拒否するための都合の良い理由付けにもなったのである。

また、発行は続けられている文書であっても、ページ数が減らされたためにその内容は大きく損なわれてしまった。刊行の遅れとともにページ数の増減を象徴的かつ簡便に見ることができるのが、公式記録ではないが、国連機構全体の最も基本的なリファレンス資料として広く利用されている国連年鑑である。ある年の活動についてまとめたものがその翌年に出版された場合には刊行の遅れを0として、そのページ数とともにグラフにまとめた。1981年から88年まで続いたレーガン政権下、刊行の遅れが強まり、81年版は85年に、90年版に至っては99年に刊行された。しかし、91年版は翌92年に刊行され、突然に遅れがなくなる。一方ページ数は、中国代表権問題が解決した71年版において減少するが、開発途上国から見て国連が一層の活発化を遂げる(米国から見れば反米化を強める)70年代を通じて増加し、82年版では、861ページだった71年版の2倍の1716ページに達する。しかし80年代後半に向かい再び減少し、89年版では1079ページに至る。その後再び増加し94年版以降は1500ページ前後で推移している。ページ数が減少した71年は中国代表権問題が米国が全面敗北する形で解決した年であり、刊行の遅れが突然解消された91年は、米国が国連における影響力を復活させ、湾岸戦争が戦われた年だった。もちろんこれ

らを単純に関係づけられるものではないが、おおまかな傾向を見ることはできる。



さて、湾岸戦争の前後または冷戦終焉後、一部でいわゆる国連ルネサンスが華々しく唱えられ、冷戦により「麻痺」させられていた集団的安全保障機関としての国連の役割が機能するようになると言われた。それは湾岸戦争という形で現実化した。それまで実体化していなかった安保理による強制行動が現実のものとなったことは様々な問題を生み出し、また批判を招いた。この意味で当時唱えられた国連ルネサンスは十分な問題認識の上に立っていたとは言い難かった。さらに問題だったのは、議事録の作成中止と文書の削減、すなわち議論の密室化が組織的に進む中で、国連の軍事的性格が復活したことである。湾岸戦争以降、国連が軍事的行動に関わるようになったことから皮肉にも国連への関心が高まり、その審議の不透明さが問題視されるようになったが、不透明化には制度的な背景もあった。

審議状況が不透明な強制行動を象徴するのがリビア制裁だった。これは 92 年 3 月に決められ、120 日ごとに見直すこととされたが、1996 年までその見直しは、どこで会合が開かれたのかも不明なまま、「協議において表明された全ての見解を聴取し、安全保障理事会議長は制裁措置を変えるために必要な合意がないとの結論に至った」という議長声明で継続が決められていたのである。

一般に議長声明は議事録を残さない非公開会議(private meeting)で採択され、その際の議事録には、各国の発言等は記載されず、会合の番号と日時そして声明文などが掲載される。ところがリビア制裁を再検討する際の議長声明には、採択日時は記載されているが、会合番号は欠けており、議事録には単に「協議後」と記載されるだけだった。つまり、リビア制裁の延長は議事録の有無以前に、そもそも安保理の公式会合において審議されていなかったことになる。

安保理は制裁を決める際、全理事国で構成される制裁委員会を設置することが多く、リビア制裁においても制裁委員会が作られた。しかし、これはいつ開催されたのかは公表されるが議事録が公表されないため、具体的に何が話し合われたのかを検証することはできない。たとえ安保理の会合と同じ顔ぶれで構成されるにしても、閉鎖性が高いのである。ただし、制裁を科すこと、その停止、延長は安保理本体で決められる。

ところがリビア制裁については、制裁委員会の開催日とも安保理の開催日とも一致しない日に延長が決められていた。例えば、1995 年 3 月 30 日に議長声明が出され、制裁が延長されたが、安保理はこの前後の 3 月 29 日と 31 日には開催されていながら、30 日には開催記録が残っていない。また 29、31 の両日ともリビア問題は議題となっていない。制裁委員会についても同様で、議長声明が出された前後では 3 月 17 日と 4 月 5 日に開催されているが、3 月 30 日には開催されていない(58)。議長声明には「安全保障理事会メンバーは 3 月 30 日に非公式協議(informal consultation)を行い」と書かれるのみで、議長声明の際に公表される形式的な議事録も作成されておらず、いつ、どこで、どのような協議が行われたのか全く不明である。たとえ非公開会合であっても、事務局員が同席し、何らかの記録を残すことが考えられるが、これでは事務局が審議に立ち会っていない可能性も高

い。さらに言えば、この問題を重視する特定の国のみが非公式に集まり、または電話等で意思の確認を行い、その結果に基づいて他の理事国から了解を得て議長声明としていた可能性すらある。開発途上国にとっては政策の立案から実施過程における事務局の役割が重要だが、先進国にとっては関与させないことが重要だった。

安保理の審議は、具体的な内容は事前の非公式折衝などで決められてしまい、公式会合は形骸化しており、非理事国の演説も形式的な儀式となっているなどと言われることが多い。しかしそれにしても、国際的に注目される安保理で演説する意味は小さくない。また、安保理公式会合の場合には、理事国ではない国も投票権を持たないオブザーバーとして参加でき、演説を行うこともできる。ところが日時すら不明の協議で決定までもがなされているのであれば、そのような機会すら保証されないことになり、その問題に政治的関心を持つ常任理事国の影響力が圧倒的なものとなる。リビア制裁はこの典型だったと言えよう。また、特定の国に対する強制行動という、集団安全保障の根幹に位置する措置がこのように密室化していたことの負の意味は、現実政治においては言うまでもなく、その決定過程を後の視点から検証する研究者にとっても大きい。

そもそも、安保理の活性化すなわち国連の軍事的性格の復活は非公式協議の増大をもたらしていた。表に示すように 1988 年から 1994 年の間に公式会合数は 3 倍に増加したが、それ以外の全体協議数は 4.4 倍になったのである。しかも、警備要員の手当ができないことも手伝い、公式会合であっても傍聴ができない会議も増えた。これは、2001 年 9 月 11 日のニューヨーク等におけるテロ事件以降、厳しい警備が求められるようになったことからさらにその度合いが増している。

表 安保理の決議数、公式会合数、全体協議数

年	決議数	公式会合数	全体協議数
1988 年	20	55	62
1989 年	20	69	80
1990 年	37	70	80
1991 年	42	53	115
1992 年	74	133	188
1993 年	93	171	253
1994 年	77	165	273
1995 年	66	135	251

事務総長の年次報告、各年版より

ただし、資金的な裏付けをふまえた上で積極的に文書の発行を求める国があり、それが他の国から政治的に支援される場合には、規定や慣行を超えた文書の作成もなされる。例えば、事務総長は、1990-91 年のイラクのクウェート侵攻に関する被害報告を安保理に提出したが(59)、これは体裁を改めて広報資料として再発行された(60)。しかもこれは単純な増刷ではなく、簡易印刷による報告にはなかったカラー写真をふんだんに盛り込んだ、アート紙に印刷された凝ったデザインのものに変貌を遂げていた。

また、文書のページ数の制限は公式記録の内容が非公式記録よりも簡単になるという奇妙な事態ももたらした。公式の議事要録はページ数に制限が課せられているためできる限り簡単な内容にせざるを得ないが、非公式な記事資料などにはそのような制約がない。しかも世界中の図書館等に配布せずともよいため少数の印刷ですみ、またウェブ上の公開を中心とすることから、文書の長さや費用が直接には結びつかず、より詳しい内容を盛り込むことが可能なのである。

この一例として、1998 年にイランが「文明間の対話」を総会議題とすることを提案した際の審議を見たい。イランでは 1979 年のイスラム革命以来原理主義的な政府が続いていたが、97 年 5 月に改革派のハタミが大統領となった。大統領就任後、彼は 79 年のイラン革命以来対立が続いてきた米国との関係を改善させるように動いていた。それと同時に 98 年 9 月に開会した国連総会で「文明間の対話」を呼びかけ(61)、これを正式に総会の

議題に組み入れることを提案した(62)。

総会の議題は、総会議長が委員長を務める一般委員会において審議され、総会本会議の議決により正式の議題となる。イランが提出した、2001年を文明間の対話のための国連年とする決議案を付属した議題組み入れ要請は、10月23日の一般委員会で審議された。この1ヶ月余り後の11月30日に発行された一般委員会の公式議事要録では、この件に関する審議は、イランの提案説明を含めて全4節、309語にまとめられており、各国の発言に関してはその大部分を次の1節に集約している。

「ポリティ氏(イタリア)は、カ氏(セネガル)、フェドトフ氏(ロシア)、メクダッド氏(シリア)、アベリアン氏(アルメニア)、エンカサイカン氏(モンゴル)の支持を受けて、文明間の対話は各国間の平和、寛容と協力を強化する最前の方法だと述べた。彼は、従ってこの項目を議題に組み入れることに賛成であり、決議案への支持を表明した。」(63)

これに対して、午前中に開催されたこの会議の審議概要を伝えるプレスリリース(64)が早くも午後には発表されたが、そこでは公式記録で掲げられた各国の発言がそれぞれ1節を割いて独立して記載されていた。イランの提案説明を含め、本件に関する記載は公式記録の2.5倍を超える785語だった。

この議題が提案された背景には、米国の保守派国際政治学者であるハンティントン・ハーヴァード大学教授が文明の衝突、中でもキリスト教文化圏とイスラム教文化圏の衝突について議論し、これが一部の政治家に影響を与えたことがあった。それに対する批判として、イスラム教シーア派によるイスラム共和国であり、アラブではないイランの、そしてその中では穏健改革派であるハタミが提案したのがこの問題だった。この提案について、キリスト教カトリックの中心地であるバチカンを抱えるイタリア、ロシア正教の影響の大きいロシアや人口の70%を超える人々がイスラム教スンナ派であるアラブのシリアが支持を表明したのである。それぞれの発言が個別にまとめられ、要録であっても趣旨の違いが示される意味は大きい、非公式の記事資料では示されたその違いが公式記録では消えてしまっている。しかも、すでにまとめられている記録を縮小するためにむしろよけいな経費と時間がかかっている。あくまでも結果論としてはあるが、費用をかけた上で文明の衝突論に対する批判を目立たなくさせた形となった。

文明間の対話国連年とされた2001年に米国で成立したのは、皮肉にも、国際協調を拒否し、開発途上国に対しても敵対的な姿勢をとるブッシュ・ジュニア政権だった。ブッシュは2002年の年頭教書においてイランを悪の枢軸と呼ぶが、これはイランの改革派を窮地に追い込み、米国などによるアフガニスタン爆撃とイラク戦争を経た2004年には改革派は敗退した。いわゆるイランの核疑惑問題は、ブッシュがイランとの対話を拒否し、敵対姿勢を明らかにした頃から問題化している。そのブッシュ政権が成立した背景の一つに、民主党のクリントン政権下で米国保守派の孤立主義的傾向つまり反国連姿勢が強まったことがあった。結果的には、開かれた会議外交と国際協調のための機関として作られた国連の根幹を支える文書が削減され、審議の透明性が低下する中で国連の軍事的性格が蘇り、それが国連を無視した軍事行動に繋がったことになった。

おわりに

特に湾岸戦争以降、安保理の審議の透明化や民主化の必要性が叫ばれることが多い。「民主化」のために安保理の議席の増加や総会の権限強化が主張されることもある。では、国連憲章を改訂して安保理の議席を増やせば、または総会の権限を拡大すれば、それで審議が透明化し、国連が「民主化」するのだろうか。

国連創設以来、安保理や総会の権限に関して憲章の改訂がなされたことはないが、それにもかかわらず、それぞれの役割と影響力は現実に変化してきた。一方、79年から推進された議事録の作成停止と文書の削減は、各機関の権限等に直接関わる改革ではなかった。しかし審議の透明性を低めたことは間違いない。また86年の予算採択手続きの変更が、少数の裕福な国の影響力を決定的なものにしたという意味で、国連の民主制を損なわせたことも否定できない。

ところが、その当時においてこれらの動向が注目を集めることはなかった。そしてこの

状況は今も変化していない。それは、国連に関する政治的な研究や議論が十分とは言えないことの必然的な帰結かも知れない。しかし、何が審議の透明性を支えているのかにまで議論が至ることが希な中では、仮に審議の透明性のための制度的な措置がとられたとしても、意味のあるものにはなり得ないだろうことが容易に予想される。ましてや透明化について抽象的に論じても大きな意味はない。

さて、悪の枢軸演説の1ヶ月余り後の2002年3月1日、国連本部のダグ・ハマーショルド図書館において、図書館創設40周年を記念したシンポジウムが開催された(65)。午前のセッションのテーマは「平和を推進する図書館としてのダグ・ハマーショルド図書館」、午後のセッションのテーマは「変化するダグ・ハマーショルド図書館の役割：先進国と開発途上国の間の情報格差を埋める」だった。

当初、このシンポジウムは2001年11月16日に開催されるはずだった。コンゴ動乱において殉職したダグ・ハマーショルド第2代国連事務総長に、フォード財団の寄付により建設された図書館が正式に捧げられたのが40年前のこの日だったためである。しかし9.11により延期されていた。レーガン政権がその国連敵視政策の象徴とした情報問題そしてレーガン政権下で特に損なわれた国連の情報機能をテーマに掲げるシンポジウムが、文明間の対話国連年の年に、レーガン政権を直接に引き継いだばかりかより激しい単独主義姿勢を打ち出したブッシュ政権下で開催が予定され、しかも9.11により延期されたのは、偶然とは言え、象徴的だった。

このシンポジウムに資金を提供したのは日本だった。また2005年7月13日には、日本政府が3万件を超える国連文書を電子化し、国連に寄贈した(65)。日本の国連政策には多くの矛盾があるが、これらは積極的に評価すべきことと言える。しかし、これと並行して日本政府が推進したいいわゆる国連改革問題は、その焦点をもっぱら安保理に、しかも特に日本が常任理事国になることにのみあててしまった。限定的ながら日本政府が国連文書に対して示した積極的な姿勢は、日本の国連政策の中心に据えられることもなく、今までのところ生かされないままとなっている。また、もともと日本が常任理事国となる可能性はほとんどなかったが、それがさらに低くなって以降、いわゆる国連改革全般への関心も低下した。国連のあり方を問題にすることは21世紀の世界のあり方を問うことに他ならないが、日本社会に属する者としては、そのための重要なきっかけを逃したことになる。

外務省がなぜ国連文書に関して積極的な動きを示したのかはわからない。この問題を重要だと考える外務官僚がおり、日本が文書問題にむしろ消極的な姿勢を示してきたことを承知した上で、意図的にこのような動きをしたのかもしれない。または、そもそも外務省自身が、自らがこれまでの文書問題への姿勢を承知しておらず、国連文書の充実と日本が安保理常任理事国になることは矛盾しないと、漠然と思っていたのかも知れない。外務省が自らの行動と相容れない矛盾した国会答弁を行ってきたこと(67)を考えると、後者もありえないことではない。しかしいずれであるにせよ、次のような問題が生じる。国連資料に関わる方法論が不十分な状態では、従来の外務省の姿勢に一石を投げようとした官僚がいたとしても、その動きを支える十分な力が国民の中にあると言えるのか否かが疑われ、また外務省が矛盾した行動をとったとしても、そもそもそれを追求できる力があるの否かに疑問符がつく、と。

また、90年代から、いわゆる経済のグローバル化に対する批判の声が多く出されているが、ここでも類似したことが見られる。すなわち、かつて国際政治経済システムの変革というきわめて大きな目標を掲げた開発途上国が、それを実行するための舞台である国連における会議と文書の管理にも十分対応することができなかったことについて、グローバル化に異議を唱える人々ほどの程度の注意を向けているのかということである。

国連文書のあり方は、それ自体が国際政治の根幹に関わる問題となってきた。そしてそれは第2次大戦後の、さらには21世紀の国際認識にも関わる。ところがそれにもかかわらず国連文書が十分には利用されておらず、方法論が体系化されていないことは国際関係の政治学的研究に深刻な問題を突きつけているのではないだろうか。

注

- (1) 総会決議 593 (VI)
- (2) 総会決議 1202 (XII)
- (3) 総会決議 1203 (XII)
- (4) UN Official Records of the General Assembly, 15th session, 869th meeting p.83 para.285。以下、国連文書については文書番号のみを示す。
- (5) A/AC.121/5 & Add.1,2
- (6) 国連文書のレファランス資料ではしばしば mimeographed と注記され、単にドキュメントと呼ばれることも多いが、ここでは便宜的に簡易印刷と呼ぶことにする。なおこれは、当時の様式ではタイプライターにより作成され、ホッチキスでとめられている。
- (7) A/6026
- (8) A/AC.121/5/Add.3
- (9) 文書番号は、A/AC.121/WG/SR...
- (10) A/6414
- (11) A/AC.121.SR.19-22
- (12) A/AC.121.SR.15
- (13) 総会決議 1522 (XV)
- (14) 総会決議 1803 (XVII)
- (15) 総会決議 1785 (XVII)
- (16) 総会決議 1714 (XVI)
- (17) 総会決議 1995 (XIX)
- (18) 総会決議 2029 (XX)
- (19) 総会決議 2152 (XXI)
- (20) A/C.5/SR/1341, para.22, 4 December, 1969
- (21) 総会決議 2239 (XXI)
- (22) E/4705 and Add.1, A/7576 and Corr.1
- (23) 外務省の訳語では「事務局長」としているが、英語の職名は Secretary-General であり、開発途上国にとっての UNCTAD の役割の重さを見ることができる。
- (24) A/PV.1769, para.48, 29 September, 1969
- (25) A/C.5/L.1010
- (26) 総会決議 2538 (XXIV)
- (27) A/C.5/SR.1338, 1 December, 1969
- (28) A/PV.1769, para.46, 29 September, 1969
- (29) A/C.5/SR.1339, para.4, 2 December, 1969
- (30) A/C.5/SR.1340, paras.18-20, 3 December 1969
- (31) A/C.5/SR.1341, para.11, 4 December 1969
- (32) A/C.5/SR.1340, para.14, 3 December 1969
- (33) Security Council Official Records, fifth year, No.2, p.6
- (34) 総会決議 3201 (S-VI)
- (35) 総会決議 2836 (XXVI)
- (36) A/C.5/SR.1471, para.16, 4 December, 1971
- (37) A/C.5/SR.1470, para.30, 3 December, 1971
- (38) A/8701, pp.240-241
- (39) 総会決議 3189 (XXVIII)
- (40) 総会決議 3190 (XXVIII)
- (41) A/C.5/SR.1473, para.54, 6 December, 1971
- (42) 総会決議 3351 (XXIX)
- (43) A/10006, A/10008 & Corr.2, A/C.5/SR.1734, para.34, 7 November, 1975
- (44) A/34/6, sect.29
- (45) 総会決議 31/159

- (46) 総会決議 32/205
- (47) A/C.5/1658, para.6, 8 November, 1974
- (48) A/AC/172.11/Add.1 & 2
- (49) A/33/32
- (50) A/C.5/33/SR.68, para.118, 20 December, 1978
- (51) A/C.5/33/SR.78, para.59, 23 January, 1979
- (52) 経済社会理事会決議 1979/69
- (53) 総会決議 34/50
- (54) A/C.5/34/SR.17, paras.69 & 71
- (55) Times, 22 December, 1986
- (56) 例えば 1983 年 10 月 31 日の総会本会議において米国がグレナダ代表の出席資格について異議を述べた点について、簡易印刷による暫定議事録と公式記録では以下のような違いが見られる。

A/38/PV.40 (mimeographed) p.3

Mr. SORZANO (United States of America): On a point of order, Mr. President, concerning the presence of the Grenadian sitting in the place of the Grenada delegation.

A/38/PV.40 (Official Records, vol. II, p.671)

5. Mr. SORZANO (United States of America): My point of order, Mr. President, concerns the presence of the Grenadian sitting in the place of the Grenada delegation.

なお、暫定議事録は公式記録が刊行された後に廃棄することになっているため、国連本部のハマースホルド図書館をはじめ、日本の国立国会図書館等でも暫定議事録は保存されていない。

- (57) 「内閣衆質 140 第 3 号」1997 年 2 月 18 日回答
- (58) Index to proceedings of the Security Council, 1995
- (59) S/22535 (29 April, 1991)
- (60) DPI/1157 (September 1991)
- (61) A/53/PV.8
- (62) A/53/233
- (63) A/BUR/53/SR.3, para.25
- (64) Press Release GA/9485
- (65) "Symposium : Fortieth Anniversary of the Dag Hammarskjold Library : Legacy of a Secretary-General", Outreach Division, Department of Public Information, 2003
- (66) <http://www.un-ic.or.jp/un-ds/ods2/ods.htm>
- (67) 日本は先進国の中では分担金を滞納している国であるにもかかわらず、日本は誠実に払っているとの答弁を繰り返してきたことはこの一例である。河辺『日本の外交は国民に何を隠しているのか』（集英社新書、2006）第 1 章を参照